

令和7年9月11日開会

令和7年9月徳島県議会定例会議案

目 次

第 1 号	令和7年度徳島県一般会計補正予算（第4号）	1頁
第 2 号	令和7年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第1号）	11
第 3 号	令和7年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第1号）	13
第 4 号	徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部改正について	15
第 5 号	徳島県災害医療推進基金条例の一部改正について	17
第 6 号	徳島県公告式条例の一部改正について	19
第 7 号	徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について	21
第 8 号	徳島県収入証紙条例の廃止等について	23
第 9 号	令和7年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について	27
第 10 号	令和7年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について	31
第 11 号	令和7年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について	33
第 12 号	令和7年度県単独道路事業費に対する受益市町負担金について	35
第 13 号	令和7年度県営都市計画事業費に対する受益市町負担金について	37
第 14 号	令和7年度県単独砂防事業費等に対する受益市町村負担金について	39
第 15 号	令和7年度流域下水道事業費に対する受益市町負担金について	43
第 16 号	令和7年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について	45
第 17 号	徳島津田インター線道路改築工事津田高架橋上部工の請負契約について	47
第 18 号	検査室ユニットの購入契約について	49
第 19 号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解について	51
第 20 号	令和6年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定について	53
第 21 号	令和6年度徳島県病院事業会計決算の認定について	55

第 22 号	令和 6 年度徳島県電気事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	57頁
第 23 号	令和 6 年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	59
第 24 号	令和 6 年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	61
第 25 号	令和 6 年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	63
第 26 号	令和 6 年度徳島県流域下水道事業会計決算の認定について	65
報告第 1 号	徳島県継続費精算報告書について	67
報告第 2 号	令和 6 年度決算に係る健全化判断比率の報告について	69
報告第 3 号	令和 6 年度決算に係る資金不足比率の報告について	71
報告第 4 号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	73
報告第 5 号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	75
報告第 6 号	損害賠償（港湾施設事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	77
報告第 7 号	損害賠償（取締行為に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	79
報告第 8 号	地方独立行政法人徳島県鳴門病院の令和 6 年度に係る業務の実績に関する評価結果について	81
報告第 9 号	地方独立行政法人徳島県鳴門病院第 3 期中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価結果について	83

第 1 号

令和7年度徳島県一般会計補正予算（第4号）

令和7年度徳島県一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,237,885千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ530,002,947千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和7年9月11日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 64,438,778	千円 155,556	千円 64,594,334
	2 国庫補助金	31,879,333	153,556	32,032,889
	3 委託金	1,852,145	2,000	1,854,145
12 繰入金		29,209,677	120,000	29,329,677
	2 基金繰入金	28,458,817	120,000	28,578,817
13 繰越金		1,508,665	5,919,329	7,427,994
	1 繰越金	1,508,665	5,919,329	7,427,994
15 県債		48,157,000	43,000	48,200,000
	1 県債	48,157,000	43,000	48,200,000
歳入	合計	523,765,062	6,237,885	530,002,947

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 30,809,499	千円 5,941,800	千円 36,751,299
	1 総務管理費	14,799,314	5,800,000	20,599,314
	2 企画費	7,719,313	123,800	7,843,113
	6 防災費	3,217,673	18,000	3,235,673
3 民生費		71,322,814	9,300	71,332,114
	1 社会福祉費	50,034,873	9,300	50,044,173
4 衛生費		26,320,597	77,385	26,397,982
	4 医薬費	5,708,412	77,385	5,785,797
6 農林水産業費		31,971,673	124,300	32,095,973
	1 農業費	5,421,248	100,000	5,521,248
	4 農地費	10,349,784	20,300	10,370,084
	5 林業費	10,615,213	4,000	10,619,213
8 土木費		58,854,432	42,000	58,896,432
	4 港湾費	4,934,636	42,000	4,976,636
9 警察費		22,657,006	8,500	22,665,506

	1 警 察 管 理 費	20,113,374	8,500	20,121,874
10 教 育 費		92,303,171	34,600	92,337,771
	1 教 育 総 務 費	14,084,982	34,600	14,119,582
歳 出	合 計	523,765,062	6,237,885	530,002,947

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	2 企画費	地方創生の深化のための支援費	千円 52,000
3 民生費	1 社会福祉費	障がい者交流プラザ管理運営費	105,000
6 農林水産業費	4 農地費	県営かんがい排水事業費	31,000
		団体営土地改良事業費	63,000
		県単独土地改良事業費	53,000
		基幹農道整備事業費	70,000
		広域営農団地農道整備事業費	240,000
		中山間地域農村活性化総合整備事業費	69,000
		農業集落排水整備事業費	93,000
		経営体育成基盤整備事業費	134,000
		農業水利施設保全対策事業費	990,000
		農業水利施設保全合理化事業費	60,000
		耕地地すべり防止事業費	150,000
		老朽ため池等整備事業費	354,000
	地盤沈下対策事業費	101,000	

		国営付帯県営農地防災事業費	10,000
		震災対策農業水利施設整備事業費	18,000
		農地海岸保全施設整備事業費	101,000
		特定農業用管水路等特別対策事業費	16,000
	5 林 業 費	森林環境保全整備事業費	351,000
		森林基盤整備事業費	1,142,000
		県単独林道事業費	31,000
		治山事業費	1,016,000
		林野地すべり防止事業費	190,000
		災害関連緊急治山事業費	80,000
		県単独治山事業費	39,000
		治山維持補修費	30,000
	6 水 産 業 費	県管理漁港維持補修費	60,000
		広域漁港整備事業費	250,000
		水産物供給基盤機能保全事業費	191,000
		水域環境保全創造事業費	50,000
		漁港海岸保全施設整備事業費	167,000

			県単独漁港漁場整備事業費	12,000								
8	土	木	費	2	道	路	橋	り	ょう	費	道路維持修繕費	497,000
											道路局部改良事業費	268,000
											路側整備事業費	123,000
											道路改築事業費	1,364,000
											緊急地方道路整備事業費	6,283,000
											交通安全対策事業費	183,000
											橋りょう修繕費	66,000
				3	河	川	海	岸	費	河川海岸維持修繕費	261,000	
										河川特殊改良事業費	82,000	
										広域河川改修事業費	594,000	
										総合流域防災事業費	1,045,000	
										地震・高潮対策河川事業費	240,000	
										堰堤改良事業費	186,000	
										河川管理施設長寿命化事業費	239,000	
										通常砂防事業費	250,000	
地すべり対策事業費	571,000											

		急傾斜地崩壊対策事業費	76,000
		県単独砂防事業費	30,000
		砂防維持修繕費	24,000
		県単独急傾斜地崩壊対策事業費	26,000
		災害防止対策緊急事業費	40,000
		海岸侵食対策事業費	150,000
		津波・高潮危機管理対策緊急事業費	76,000
		海岸堤防等老朽化対策緊急事業費	78,000
	4 港 湾 費	港湾海岸施設維持補修費	85,000
		県単独港湾整備事業費	256,000
		港湾海岸保全施設整備事業費	744,000
		港湾環境整備事業費	19,000
		港湾補修事業費	584,000
	5 都 市 計 画 費	街路事業費	240,000
		緊急地方道路整備事業費	646,000
		公園整備事業費	705,000
		公園維持修繕費	44,000

	6 住 宅 費	県営住宅建設事業費	342,000
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	教育財産取得及び管理費	90,000
		生徒指導費	34,010
	4 高 等 学 校 費	高校施設整備事業費	6,474,929
	5 特 別 支 援 学 校 費	特別支援学校施設整備事業費	75,994
11 災 害 復 旧 費	1 農林水産施設災害復旧費	現年発生農地及び農業用施設災害復旧事業費	80,000
		過年発生災害林道復旧事業費	200,000
		現年発生災害林道復旧事業費	70,000
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	現年発生治山施設災害復旧事業費	70,000
		現年発生漁港施設災害復旧事業費	60,000
		過年発生河川等施設災害復旧事業費	723,000
		現年発生河川等施設災害復旧事業費	610,000
		過年発生港湾施設災害復旧事業費	53,000
		現年発生港湾施設災害復旧事業費	100,000

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
阿波吉野川警察署整備事業支援業務委託契約	令和8年度	26,500千円

第4表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
港湾事業	千円 2,344,000	千円 2,362,000
教育総務事業	100,000	125,000
計	48,157,000	48,200,000

第 2 号

令和7年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度徳島県港湾等整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和7年9月11日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 港湾等整備事業費	1 港湾等整備事業費	徳島小松島港赤石地区整備事業費	千円 102,000
	2 徳島小松島港沖洲(外)地区整備事業費	臨海土地造成事業費	72,000
	3 徳島小松島港津田地区整備事業費	臨海土地造成事業費	96,000

第2表 債務負担行為補正

1 追加

事項	期間	限度額
徳島小松島港沖洲(外)地区整備事業業務委託契約	令和8年度	50,000千円

第 3 号

令和7年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度徳島県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度徳島県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

		（補正前）	（補正後）
(4) 建設改良工事	吉野川北岸工業用水道改良工事	621,080千円	635,080千円
	阿南工業用水道改良工事	1,035,998千円	1,131,998千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額977,576千円」を「不足する額1,087,576千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額145,675千円及び過年度分損益勘定留保資金831,901千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額147,493千円及び過年度分損益勘定留保資金940,083千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 資本的支出	1,767,424千円	110,000千円	1,877,424千円
第1項 建設改良費	1,657,078千円	110,000千円	1,767,078千円

（継続費）

第4条 継続費の年割額を次のとおり補正する。

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的支出	1 建設改良費	阿南工業用水道 送水管布設替事業	千円 4,000,000	6	千円 20,000	千円 4,500,000	6	千円 20,000
				7	860,000		7	860,000
				8	1,390,000		8	1,210,000

				9	940,000		9	1,550,000
				10	790,000		10	860,000

令和7年9月11日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第四号

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部改正について

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年九月十一日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部を改正する条例

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例（平成二十四年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「第八条第二項第十五号」を「第八条第二項第十七号」に改める。

第八十三条第二項中「同条第二号」を「同条第三号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害対策基本法及び大規模災害からの復興に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五号

徳島県災害医療推進基金条例の一部改正について

徳島県災害医療推進基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年九月十一日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県災害医療推進基金条例の一部を改正する条例

徳島県災害医療推進基金条例（平成二十六年徳島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条第二項第十五号」を「第八条第二項第十七号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第六号

徳島県公告式条例の一部改正について

徳島県公告式条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年九月十一日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県公告式条例の一部を改正する条例

徳島県公告式条例（昭和二十五年徳島県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「その末尾に知事が署名しなければ」を「知事が署名（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第二条第二項第一号イに規定する電子署名を含む。）をしなければ」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方自治法及び地方自治法施行規則の一部が改正されたことに鑑み、条例の公布に当たって行う知事の署名について電子署名によることができることとする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第七号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年九月十一日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十三の十七の項中「第五条の三第一項」を「第五条の十三第一項」に、「第五条の四各号」を「第五条の十四各号」に改め、同表の三十三の十八の項中「第五条の六第二項」を「第五条の十六第二項」に、「第五条の三第一項」を「第五条の十三第一項」に改め、同表の三十三の十九の項中「第五条の七第一項」を「第五条の十七第一項」に改める。

附則

この条例は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八号

徳島県収入証紙条例の廃止等について

徳島県収入証紙条例を廃止する等の条例を次のように定める。

令和七年九月十一日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県収入証紙条例を廃止する等の条例

(徳島県収入証紙条例の廃止)

第一条 徳島県収入証紙条例(昭和三十九年徳島県条例第二十一号)は、廃止する。

(徳島県特別会計設置条例の一部改正)

第二条 徳島県特別会計設置条例(昭和三十九年徳島県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

別表徳島県証紙収入特別会計の項を削る。

(徳島県税条例の一部改正)

第三条 徳島県税条例(昭和二十五年徳島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項中「第三項において同じ。」には「を」に改め、「次条に規定する環境性能割の証紙を貼つてしなければならない。この場合においては、納税義務者は、」を削り、「延滞金額を含む。第三項」を「延滞金額を含む。以下この項」に、「受けることにより、環境性能割の証紙」を「受けなければならない。この場合において、知事が必要と認めるときは、当該環境性能割額に相当する現金を納付して納税済印の押印を受けることにより、環境性能割証紙代金収納印の押印」に改め、同条第二項中「、同項の証紙に代えて」を削り、同条第三項を削る。

第五十条から第五十二条までを次のように改める。

第五十条から第五十二条まで 削除

第五十三条中「前条に規定するもののほか、環境性能割の証紙及び」を削り、「取扱い」を「印影の形式及び取扱い」に改める。

第五十三条の七中「第五十三条の八に規定する種別割の証紙を」及び「貼つてその税金を払い込まなければならない。この場合においては、納税者は、」

を削り、「又は知事がやむを得ない事由があると認めるときに」を「その税金を払い込まなければならない。この場合において、知事が必要と認めるときは、」に、「種別割の証紙」を「種別割証紙代金収納印の押印」に改める。

第五十三条の八から第五十三条の十までを次のように改める。

第五十三条の八から第五十三条の十まで 削除

第五十三条の十一中「前条に規定するもののほか、種別割の証紙及び」を削り、「取扱い」を「印影の形式及び取扱い」に改める。

第七十九条の三第一項に次のただし書を加える。

ただし、知事が特別の事情があると認める場合は、普通徴収の方法によることができる。

第七十九条の三第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前項」を「前項ただし書」に改め、同項を同条第二項とする。

第七十九条の四を次のように改める。

（狩猟税の証紙徴収の手続）

第七十九条の四 狩猟税の納税者は、狩猟者の登録を受ける際に、狩猟税額に相当する現金を納付し、狩猟者の登録に係る申請書に納税済印の押印を受けなければならない。

第七十九条の五を削り、第七十九条の六を第七十九条の五とし、第七十九条の七を第七十九条の六とする。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定並びに附則第五項及び第六項の規定は、令和十四年四月一日から施行する。
（徳島県収入証紙条例の廃止に伴う経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による廃止前の徳島県収入証紙条例（以下「旧証紙条例」という。）第五条第一項の規定により売りさばかれた徳島県収入証紙（消印されたもの又は著しく汚染し、若しくは毀損したものを除く。以下「証紙」という。）は、施行日から令和九年三月三十一日までの間は、なお従前の例により使用することができる。

3 証紙を保有する者（旧証紙条例第五条第一項に規定する売りさばき人（以下「売りさばき人」という。）及び売りさばき人がその者の責任において証紙の売りさばきを行わせる他の者（以下「代理売りさばき人」という。）を除く。）は、施行日から令和十三年九月三十日までの間は、これを返還して当該証紙の額面金額に相当する金額の還付を受けることができる。

4 この条例の施行の際現に売りさばき人又は代理売りさばき人である者は、施行日以後遅滞なく、施行日前に買い受けた証紙を返還しなければならない。この場合において、知事は、令和十三年九月三十日までに当該返還をした者に対し、当該証紙の額面金額から当該証紙の売りさばきに対して交付された手数料

に相当する額を控除した金額に相当する金額を還付するものとする。

(徳島県特別会計設置条例の一部改正に伴う経過措置)

5 第二条の規定による改正前の徳島県特別会計設置条例別表の徳島県証紙収入特別会計（以下「旧会計」という。）の令和十三年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。

6 第二条の規定の施行の際旧会計に属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。

提案理由

使用料及び手数料の徴収方法の多様化に対応し、納付する者の利便性の向上を図るため、証紙による収入の方法による徴収を廃止することに伴い、徳島県収入証紙条例を廃止する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 9 号

令和7年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について

令和7年度県営土地改良事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

令和7年9月11日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県営土地改良事業	鳴門市	地盤沈下対策事業	100,000,000 ^円	6,000,000 ^円	0.6/10以内	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		国営付帯県営農地防災事業	15,000,000	1,125,000	1.5/10以内	
		小 計	115,000,000	7,125,000	—	
	小松島市	県営かんがい排水事業	65,000,000	6,500,000	2.25/10以内	
		経営体育成基盤整備事業	21,590,000	2,159,000	1/10以内	
		小 計	86,590,000	8,659,000	—	
	阿南市	広域営農団地農道整備事業	70,000,000	7,000,000	1/10以内	
		中山間地域農村活性化総合整備事業	45,000,000	5,625,000	1.5/10以内	
		経営体育成基盤整備事業	155,410,000	15,541,000	1/10以内	
		老朽ため池等整備事業	362,000,000	29,350,000	1.1/10以内	
小 計	632,410,000	57,516,000	—			

		吉野川市	基幹農道整備事業	60,000,000	5,160,000	0.86/10以内		
			広域営農団地農道整備事業	120,000,000	12,000,000	1/10以内		
			老朽ため池等整備事業	57,300,000	9,168,000	1.6/10以内		
		小計	237,300,000	26,328,000	—			
		阿波市	経営体育成基盤整備事業	40,000,000	4,000,000	1/10以内		
			老朽ため池等整備事業	30,000,000	3,300,000	1.1/10以内		
			小計	70,000,000	7,300,000	—		
		美馬市	広域営農団地農道整備事業	1,000,000	100,000	1/10以内		
			老朽ため池等整備事業	96,640,000	17,062,400	2/10以内		
			特定農業用管水路等特別対策事業	30,000,000	3,000,000	1/10以内		
			小計	127,640,000	20,162,400	—		
		三好市	中山間地域農村活性化総合整備事業	30,000,000	4,500,000	1.5/10以内		
			老朽ため池等整備事業	35,000,000	5,350,000	1.6/10以内		
			小計	65,000,000	9,850,000	—		
		勝浦町	基幹農道整備事業	58,000,000	4,988,000	0.86/10以内		
広域営農団地農道整備事業	97,500,000		9,750,000	1/10以内				
小計	155,500,000		14,738,000	—				
上勝町	広域営農団地農道整備事業	97,500,000	9,750,000	1/10以内				
那賀町	広域営農団地農道整備事業	20,000,000	2,000,000	1/10以内				
	中山間地域農村活性化総合整備事業	55,000,000	7,150,000	1.5/10以内				

		小 計	75,000,000	9,150,000	—	
	海陽町	老朽ため池等整備事業	11,000,000	880,000	0.8/10以内	
	松茂町	地盤沈下対策事業	30,000,000	1,800,000	0.6/10以内	
	藍住町	地盤沈下対策事業	10,000,000	600,000	0.6/10以内	
	板野町	老朽ため池等整備事業	20,000,000	3,200,000	1.6/10以内	
	上板町	県営かんがい排水事業	20,144,000	5,036,000	2.5/10以内	
	つるぎ町	広域営農団地農道整備事業	10,000,000	1,000,000	1/10以内	
	東みよし町	老朽ため池等整備事業	64,000,000	4,693,333	1.1/10以内	

提案理由

令和7年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項及び土地改良法第91条第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 10 号

令和7年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について

令和7年度広域漁港整備事業費等の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

令和7年9月11日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
広域漁港整備事業等	鳴門市	水産物供給基盤機能保全事業	30,000,000円	4,200,000円	14%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	阿南市	広域漁港整備事業	400,000,000	56,000,000	14	
		水産物供給基盤機能保全事業	10,000,000	1,400,000	14	
		小 計	410,000,000	57,400,000	—	
	牟岐町	広域漁港整備事業	150,000,000	15,000,000	10	
	美波町	水産物供給基盤機能保全事業	113,000,000	15,820,000	14	
	海陽町	水産物供給基盤機能保全事業	100,000,000	14,000,000	14	
		県単独漁港漁場整備事業	36,745,000	7,349,000	20	
		小 計	136,745,000	21,349,000	—	
松茂町	水産物供給基盤機能保全事業	70,000,000	9,800,000	14		

提案理由

令和7年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 11 号

令和7年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について

令和7年度県営林道開設事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

令和7年9月11日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付記
県営林道開設事業	美馬市	森林基幹道	390,000,000 ^円	41,730,000 ^円	10.7%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	三好市	森林基幹道	189,000,000	20,223,000	10.7	
	那賀町	森林基幹道	320,000,000	34,240,000	10.7	
	海陽町	森林基幹道	150,000,000	16,050,000	10.7	

提案理由

令和7年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 12 号

令和7年度県単独道路事業費に対する受益市町負担金について

令和7年度県単独道路事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

令和7年9月11日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県単独道路事業	徳島市	道路局部改良事業	54,000,000 ^円	8,100,000 ^円	15%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	鳴門市	道路局部改良事業	37,000,000	5,550,000	15	
	小松島市	道路局部改良事業	27,000,000	4,050,000	15	
	阿南市	道路局部改良事業	51,000,000	7,650,000	15	
	吉野川市	道路局部改良事業	12,000,000	1,800,000	15	
	阿波市	道路局部改良事業 交通安全対策事業	47,000,000	7,050,000	15	
			2,550,000	255,000	10	
		小 計	49,550,000	7,305,000	—	
	美馬市	道路局部改良事業	86,000,000	12,900,000	15	
三好市	道路局部改良事業	80,850,000	12,127,500	15		

勝浦町	道路局部改良事業	14,000,000	2,100,000	15
上勝町	道路局部改良事業	4,000,000	600,000	15
石井町	道路局部改良事業	9,000,000	1,350,000	15
神山町	道路局部改良事業	5,000,000	750,000	15
那賀町	道路局部改良事業	23,000,000	3,450,000	15
美波町	道路局部改良事業	9,000,000	1,350,000	15
海陽町	道路局部改良事業	9,000,000	1,350,000	15
上板町	道路局部改良事業	3,000,000	450,000	15
	交通安全対策事業	1,275,000	127,500	10
	小計	4,275,000	577,500	—
つるぎ町	道路局部改良事業	46,150,000	6,922,500	15
東みよし町	道路局部改良事業	52,500,000	7,875,000	15

提案理由

令和7年度県単独道路事業費に対する受益市町負担金について、道路法第52条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 13 号

令和7年度県営都市計画事業費に対する受益市町負担金について

令和7年度県営都市計画事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

令和7年9月11日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県営都市計画事業	徳島市	公共街路事業	860,000,000 ^円	86,000,000 ^円	1/10	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		県単独街路事業	10,965,000	1,096,500	1/10	
		緊急地方道路整備事業	1,010,000,000	101,000,000	1/10	
	小 計	1,880,965,000	188,096,500	—		
	石井町	緊急地方道路整備事業	20,000,000	2,000,000	1/10	

提案理由

令和7年度県営都市計画事業費に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 14 号

令和7年度県単独砂防事業費等に対する受益市町村負担金について

令和7年度県単独砂防事業費等の一部を次のとおり受益市町村に負担させるものとする。

令和7年9月11日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

事業の名称	負担市町村	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付記
県単独砂防事業等	徳島市	県単独砂防事業	円 8,330,000	円 2,082,500	25/100	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	鳴門市	急傾斜地崩壊対策事業	14,000,000	700,000	5/100	
		県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100	
		小計	14,425,000	806,250	—	
	阿南市	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100	
	吉野川市	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100	
	阿波市	県単独砂防事業	5,355,000	1,338,750	25/100	
	美馬市	急傾斜地崩壊対策事業	35,000,000	3,500,000	1/10	
		県単独砂防事業	20,655,000	5,163,750	25/100	
	小計	55,655,000	8,663,750	—		

三好市	急傾斜地崩壊対策事業	55,000,000	3,500,000	5/100・1/10
	県単独砂防事業	5,440,000	1,360,000	25/100
	小計	60,440,000	4,860,000	—
勝浦町	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100
上勝町	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100
佐那河内村	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100
神山町	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100
那賀町	県単独砂防事業	5,355,000	1,338,750	25/100
美波町	急傾斜地崩壊対策事業	30,000,000	1,500,000	5/100
	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100
	小計	30,425,000	1,606,250	—
海陽町	急傾斜地崩壊対策事業	20,000,000	1,000,000	5/100
	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100
	小計	20,425,000	1,106,250	—
板野町	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100
上板町	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100
つるぎ町	急傾斜地崩壊対策事業	15,000,000	1,500,000	1/10
	県単独砂防事業	5,865,000	1,466,250	25/100
	小計	20,865,000	2,966,250	—

	東みよし町	急傾斜地崩壊対策事業	50,000,000	5,000,000	1/10	
		県単独砂防事業	8,075,000	2,018,750	25/100	
		小 計	58,075,000	7,018,750	—	

提案理由

令和7年度県単独砂防事業費等に対する受益市町村負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 15 号

令和7年度流域下水道事業費に対する受益市町負担金について

令和7年度流域下水道事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

令和7年9月11日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
流域下水道事業	徳島市	旧吉野川流域下水道建設事業	3,148,000 ^円	787,000 ^円	1/4	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	鳴門市	旧吉野川流域下水道建設事業	7,042,000	1,760,500	1/4	
	松茂町	旧吉野川流域下水道建設事業	1,554,000	388,500	1/4	
	北島町	旧吉野川流域下水道建設事業	2,680,000	670,000	1/4	
	藍住町	旧吉野川流域下水道建設事業	4,256,000	1,064,000	1/4	
	板野町	旧吉野川流域下水道建設事業	1,320,000	330,000	1/4	

提案理由

令和7年度流域下水道事業費に対する受益市町負担金について、下水道法第31条の2第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 16 号

令和7年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について

令和7年度港湾建設事業費の一部を次のとおり受益市に負担させるものとする。

令和7年9月11日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

事業の名称	負担市	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
港湾建設事業	徳島市	港湾環境整備事業	円 30,000,000	円 4,500,000	% 15	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。

提案理由

令和7年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 17 号

徳島津田インター線道路改築工事津田高架橋上部工の請負契約について

次のとおり工事の請負契約を締結する。

令和 7 年 9 月 11 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1	工 事 名	道路改築工事
2	路 線 名	徳島津田インター線
3	工 事 箇 所	徳島市津田海岸町 津田高架橋
4	工 期	徳島県議会の議決のあった日の翌日から令和9年3月25日まで
5	契 約 金 額	490,600,000円
6	契 約 の 方 法	一般競争入札
7	契 約 の 相 手 方	アルス製作所・大久保産業 道路改築工事共同企業体
	代表構成員	小松島市金磯町 8 番90号 株式会社 アルス製作所 代表取締役社長 坂 本 孝
	構 成 員	徳島市昭和町 8 丁目 8 番地 大久保産業株式会社 代 表 取 締 役 大久保 良 治

提案理由

工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 18 号

検査室ユニットの購入契約について

次のとおり物品の購入契約を締結する。

令和 7 年 9 月 11 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

- | | | | | | | | |
|---|---|---|---|----------------------------|--------------|--------|--|
| 1 | 物 | 件 | 名 | 検査室ユニット | | | |
| 2 | 納 | | 期 | 徳島県議会の議決のあった日から令和9年3月31日まで | | | |
| 3 | 契 | 約 | 金 | 額 | 167,640,000円 | | |
| 4 | 契 | 約 | の | 方 | 法 | 一般競争入札 | |
| 5 | 契 | 約 | の | 相 | 手 | 方 | 徳島市川内町平石若宮340番地
株式会社 大一器械
代表取締役 大下仁史 |

提案理由

物品の購入契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 19 号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解について

道路事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

令和 7 年 9 月 11 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

和 解 の 相 手 方	賠 償 金 額	事故発生年月日	事 故 発 生 場 所
鳴門市所在 1 法人	6,856,000 ^円	令和 6 年 6 月 22 日	美馬市地内 (国道193号)

提案理由

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 20 号

令和 6 年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 6 年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 11 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

提案理由

令和 6 年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第 3 項の規定により認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 21 号

令和 6 年度徳島県病院事業会計決算の認定について

令和 6 年度徳島県病院事業会計の決算を監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 11 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

提案理由

令和 6 年度徳島県病院事業会計決算について、地方公営企業法第30条第 4 項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 22 号

令和 6 年度徳島県電気事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり、令和 6 年度徳島県電気事業会計の剰余金を処分し、令和 6 年度徳島県電気事業会計の決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 11 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

提案理由

令和 6 年度徳島県電気事業会計剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第 2 項の規定により議決を経る必要があり、あわせて令和 6 年度徳島県電気事業会計決算について、同法第30条第 4 項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 23 号

令和 6 年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり、令和 6 年度徳島県工業用水道事業会計の剰余金を処分し、令和 6 年度徳島県工業用水道事業会計の決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 11 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

提案理由

令和 6 年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第 2 項の規定により議決を経る必要があり、あわせて令和 6 年度徳島県工業用水道事業会計決算について、同法第30条第 4 項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 24 号

令和 6 年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり、令和 6 年度徳島県土地造成事業会計の剰余金を処分し、令和 6 年度徳島県土地造成事業会計の決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 11 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

提案理由

令和 6 年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第 2 項の規定により議決を経る必要があり、あわせて令和 6 年度徳島県土地造成事業会計決算について、同法第30条第 4 項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 25 号

令和 6 年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり、令和 6 年度徳島県駐車場事業会計の剰余金を処分し、令和 6 年度徳島県駐車場事業会計の決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 11 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

提案理由

令和 6 年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第 2 項の規定により議決を経る必要があり、あわせて令和 6 年度徳島県駐車場事業会計決算について、同法第30条第 4 項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 26 号

令和 6 年度徳島県流域下水道事業会計決算の認定について

令和 6 年度徳島県流域下水道事業会計の決算を監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 11 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

提案理由

令和 6 年度徳島県流域下水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第 4 項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

報告第1号

徳島県継続費精算報告書について

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、徳島県継続費精算報告書を次のとおり報告する。

令和7年9月11日

徳島県知事 後藤田 正 純

令和4年度徳島県継続費精算報告書

1 一般会計

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と支出済額の差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
					国支出金	地方債	その他			国支出金	地方債	その他			国支出金	地方債	その他	
8 土木費	5 都市計画費	未住高架上部工架橋工事業	4	600,000,000	300,000,000	216,000,000	60,000,000	24,000,000	600,000,000	300,000,000	216,000,000	76,000,000	8,000,000	0	0	0	△16,000,000	16,000,000
			5	1,000,000,000	500,000,000	360,000,000	100,000,000	40,000,000	1,000,000,000	500,000,000	360,000,000	100,000,000	40,000,000	0	0	0	0	0
			6	474,750,000	237,375,000	170,000,000	47,475,000	19,900,000	474,750,000	237,375,000	170,000,000	47,475,000	19,900,000	0	0	0	0	0
			計	2,074,750,000	1,037,375,000	746,000,000	207,475,000	83,900,000	2,074,750,000	1,037,375,000	746,000,000	223,475,000	67,900,000	0	0	0	△16,000,000	16,000,000

報告第2号

令和6年度決算に係る健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度決算に係る健全化判断比率を別冊監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和7年9月11日

徳島県知事 後藤田 正 純

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
%	%	%	%
—	—	12.7	146.6
(3.75)	(8.75)	(25.0)	(400.0)

(備考) 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」と記載した。()内は、早期健全化基準を記載した。

報告第3号

令和6年度決算に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度決算に係る資金不足比率を別冊監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和7年9月11日

徳島県知事 後藤田 正 純

会 計 名	資 金 不 足 比 率
徳島県港湾等整備事業特別会計	— [%]
徳島県病院事業会計	—
徳島県電気事業会計	—
徳島県工業用水道事業会計	—
徳島県土地造成事業会計	—
徳島県駐車場事業会計	—
徳島県流域下水道事業会計	—

(備考) 資金不足額がないため、「—」と記載した。

報告第4号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月11日

徳島県知事 後藤田 正 純

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
徳島市在住 1名	4,398,703 ^円	令和元年6月6日	徳島市地内	令和7年8月28日
板野郡板野町在住 2名	2,055,449	令和元年6月6日	徳島市地内	令和7年8月28日
板野郡藍住町在住 1名	333,000	令和6年11月12日	三好市地内	令和7年8月28日
小松島市在住 1名	70,070	令和7年3月25日	小松島市地内	令和7年8月28日
名西郡神山町在住 1名	404,250	令和7年6月20日	名西郡神山町地内	令和7年8月28日
徳島市在住 1名	55,000	令和7年1月21日	徳島市地内	令和7年8月29日
徳島市在住 1名 同 所在 1法人	445,234	令和7年2月13日	徳島市地内	令和7年8月29日

三好市在住 1名	74,668	令和7年2月20日	三好市地内	令和7年8月29日
板野郡藍住町在住 1名	95,508	令和7年3月14日	板野郡藍住町地内	令和7年8月29日
板野郡上板町在住 1名	543,000	令和7年4月5日	吉野川市地内	令和7年8月29日
板野郡北島町所在 1法人	60,500	令和7年5月15日	板野郡藍住町地内	令和7年8月29日
徳島市在住 1名	30,000	令和7年5月19日	徳島市地内	令和7年8月29日

報告第5号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月11日

徳島県知事 後藤田 正 純

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
大阪府高槻市在住 1名	円 1,639,000	令和7年1月6日	海部郡美波町地内 (県道日和佐牟岐線)	令和7年9月3日
香川県丸亀市所在 1法人	4,000	令和7年2月1日	阿波市地内 (国道318号)	令和7年9月3日
香川県丸亀市所在 1法人	9,000	令和7年2月1日	阿波市地内 (国道318号)	令和7年9月3日
徳島市所在 1法人	200,000	令和7年2月25日	三好市地内 (県道山城東祖谷山線)	令和7年9月3日
岡山県岡山市所在 1法人	103,000	令和7年3月2日	名西郡石井町地内 (県道板野川島線)	令和7年9月3日
高知県南国市在住 1名	1,132,000	令和7年3月20日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和7年9月3日
美馬市在住 1名	33,000	令和7年3月28日	美馬市地内 (県道大谷脇町線)	令和7年9月3日

那賀郡那賀町在住 1名	1,000,000	令和7年4月15日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和7年9月3日
名西郡神山町在住 1名	312,000	令和7年4月29日	名西郡神山町地内 (県道鬼籠野国府線)	令和7年9月3日
徳島市在住 1名	338,000	令和7年4月29日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和7年9月3日
吉野川市在住 1名	57,000	令和7年5月24日	吉野川市地内 (県道奥野井阿波山川停車場線)	令和7年9月3日
阿南市所在 1法人	401,000	令和7年5月24日	小松島市地内 (県道阿南勝浦線)	令和7年9月3日
美馬市在住 1名	59,000	令和7年6月8日	美馬市地内 (国道492号)	令和7年9月3日

報告第6号

損害賠償（港湾施設事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月11日

徳島県知事 後藤田 正 純

損害賠償の額の決定及び和解について

港湾施設事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
阿南市在住 1名	円 52,800	令和7年1月2日	徳島市地内 (徳島小松島港万代中央地区)	令和7年9月1日

報告第7号

損害賠償（取締行為に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月11日

徳島県知事 後藤田 正 純

損害賠償の額の決定及び和解について

取締行為に伴う物損事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
徳島市在住 1名	円 122,837	令和7年7月1日	板野郡藍住町地内	令和7年8月29日

報告第8号

地方独立行政法人徳島県鳴門病院の令和6年度に係る業務の実績に関する評価結果について

地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、地方独立行政法人徳島県鳴門病院の令和6年度に係る業務の実績に関する評価結果を別冊のとおり報告する。

令和7年9月11日

徳島県知事 後藤田 正 純

報告第9号

地方独立行政法人徳島県鳴門病院第3期中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価結果について

地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、地方独立行政法人徳島県鳴門病院の第3期中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価結果を別冊のとおり報告する。

令和7年9月11日

徳島県知事 後藤田 正 純

